

件 名	亀山市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>亀山市議会では、市民の代表として、さらなる議員の倫理意識の向上及び確立に努め、もって健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的として、平成22年に亀山市議会議員政治倫理条例（平成22年亀山市条例第32号。以下「条例」といいます。）を制定しました。</p> <p>条例制定から12年が経過する中で、近年、様々なハラスメント及び人権侵害をもたらす弊害等が社会問題となっており、社会変化に応じた政治倫理基準とするため、規定を追加するものです。</p> <p>また、審査の請求がなされたときの審査の付託、審査の結果の通知及び意見書の公表並びに違反に対する措置、議長職務の代行に関する規定について整備することとしたため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 議員が遵守すべき政治倫理基準について、ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為を加えるなど規定の整理を行います。 &lt;第3条関係&gt;</p> <p>(2) 審査の請求がなされたときの審査の付託、審査の結果の通知及び公表等について規定します。 &lt;第5条、第6条、第7条、第8条及び第9条関係&gt;</p> <p>(3) 政治倫理基準に違反した場合に議長が措置を講ずることを明確にします。 &lt;第10条関係&gt;</p> <p>(4) 議長及び副議長について審査の請求がなされた場合における議長職務の代行について規定します。 &lt;新第11条関係&gt;</p> <p>(5) 条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めることとします。 &lt;第11条関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		